

○東日本大震災に対処するための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の特例を定める省令（平成二十三年経済産業省令第六十七号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条・第二条（略） （経済産業大臣の認定の特例等） 第三条 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第九条第二項第三号（常時使用する従業員の数）、第十二号（資産保有型会社）及び第十三号（資産運用型会社）の規定の適用については、次に定めるところによる。 一（略） 二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第十二号若しくは第十三号に規定する事実に該当することとなった場合又は当該特定贈与認定中小企業者の贈与雇用判定期間（規則第九条第二項第三号の贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日若しくは臨時贈与雇用判定期間（同号の臨時贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日において、当該贈与雇用判定期間内若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の贈与報告基準日（規則第十二条第一項に規定する贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における被災事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この号において同じ。）を下回る数となつたことにより当該特定贈与認定中小企業者が規則第九条	第一条・第二条（略） （経済産業大臣の認定の特例等） 第三条 特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における規則第九条第二項第三号（常時使用する従業員の数）、第十二号（資産保有型会社）及び第十三号（資産運用型会社）の規定の適用については、次に定めるところによる。 一（略） 二 前条第一項の確認（同項第二号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合又は当該特定贈与認定中小企業者が贈与報告基準日（規則第十二条第一項に規定する贈与報告基準日をいう。以下同じ。）若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における被災事業所の常時使用する従業員の数が法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下この号において同じ。）を下回る数となつたことにより当該特定贈与認定中小企業者が規則第九条第二項第三号に規定する事実に該当することとなった場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあっては、当該贈与報告基準日又は当該臨時贈与報告基準日ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数が当該認定に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）で

第二項第三号に規定する事実^三に該当することとなつた場合（当該特定贈与認定中小企業者の事業所のうちに被災事業所以外の事業所がある場合にあつては、当該贈与雇用判定期間の末日又は当該臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該特定贈与認定中小企業者の当該贈与報告基準日における当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与の時における当該事業所の常時使用する従業員の数に百分の八十を乗じて計算した数を下回らない数である場合に限る。）であつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実^三に該当しないものとみなす。

三 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号に規定する事実^三に該当することとなつた場合であつても、各売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたもの）をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）における売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の月数で除して計算した金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該売上事業年度における売上金額の割合をいう。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において当該各売上事業年度の数で除して計算した割合（以下この号において「売上割合の平均値」という。）の次に掲げる場合の区分に応じた各雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下次

あつても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実^三に該当しないものとみなす。

三 前条第一項の確認（同項第三号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実^三に該当することとなつた場合であつても、売上割合（当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に対する当該特定贈与認定中小企業者の売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうち、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたもの）をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額の割合をいう。以下この号及び次項において同じ。）の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合（当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の確認（規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ

号及び次項において「特定基準日」という。)の翌日から一年を経過する日をいう。以下この号及び次項において同じ。
〔における雇用割合(当該特定贈与認定中小企業者の法第十二条第一項の認定(規則第六条第一項第七号の事由に係るものに限る。))に係る贈与の時ににおける常時使用する従業員の数に対する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数の割合をいう。以下次号及び次項において同じ。)の合計を贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日において当該売上事業年度に係る雇用基準日の数で除して計算した割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日において、当該事実には該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十
ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合の平均値が百分の七十未満の場合 零

四 前条第一項の確認(同項第三号に係るものに限る。)を受けた特定贈与認定中小企業者が平成二十三年三月十一日以後に規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実には該当することとなった場合であっても、売上割合の次に掲げる場合の区分に応じた雇用割合が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直前の贈与報告基準日(当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあっては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。)の翌日から売上割合が東日本大震災の発生後最初に百分の百以上となつた売上事業年度にある特定基準日までの期間は、これらの事実には該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

。)(における常時使用する従業員の数の割合をいう。次項において同じ。)が次に定める割合以上であるときに限り、当該特定贈与認定中小企業者は、特定基準日の直前の贈与報告基準日(当該特定基準日が平成二十三年三月十一日以後最初に到来する特定基準日である場合にあっては、平成二十三年三月十一日。次項において同じ。)の翌日から当該特定基準日までの期間(規則第九条第二項第十二号又は第十三号に規定する事実には該当することとなった場合にあっては、売上割合が東日本大震災の発生後最初に百分の百以上となつた売上事業年度にある特定基準日までの期間。次項において同じ。)は、これらの事実には該当しないものとみなす。

イ 売上割合が百分の百以上の場合 百分の八十

ロ 売上割合が百分の七十以上百分の百未満の場合 百分の四十

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

ハ 売上割合が百分の七十未満の場合 零

2
4 (略)

5 前四項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「贈与雇用判定期間」とあるのは「相続雇用判定期間」と、「若しくは臨時贈与雇用判定期間（同号の臨時贈与雇用判定期間をいう。以下同じ。）の末日において」とあるのは「において」と、「若しくは当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「規則第十二条第一項」とあるのは「規則第十二条第三項」と、「又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する」とあるのは「に存する」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「贈与報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日において」とあるのは「において」と、「又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日」とあるのは「の翌日」と、第二項中「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、第三項中「第十条第一項及び規則第十一条第一項」とあるのは「第十条第二項及び規則第十一条第二項」と読み替えるものとする。

6
7 (略)

8 相続認定前中小企業者（平成二十三年三月十一日から施行日以後六月を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認を受けた場合における規則第六条第一項第八号（相続税に係る認定要件）の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ、ト(3)及びリに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」とする。

2
4 (略)

5 前四項の規定は、前条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第九条第二項」とあるのは「第九条第三項」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「規則第十二条第一項」とあるのは「規則第十二条第三項」と、「若しくは臨時贈与報告基準日（規則第十二条第十一項に規定する臨時贈与報告基準日をいう。以下同じ。）における」とあるのは「における」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「又は当該臨時贈与報告基準日における」とあるのは「における」と、「贈与報告基準事業年度」とあるのは「相続報告基準事業年度」と、第二項中「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、第三項中「第十条第一項及び規則第十一条第一項」とあるのは「第十条第二項及び規則第十一条第二項」と読み替えるものとする。

6
7 (略)

8 相続認定前中小企業者（平成二十三年三月十一日から施行日以後六月を経過する日までの間の相続に係る法第十二条第一項の認定（規則第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする中小企業者に限る。）が前条第一項の確認を受けた場合における規則第六条第一項第八号（相続税に係る認定要件）の規定の適用については、同号中「次に掲げるいずれにも該当する場合」とあるのは「次（ロ、ハ、ト(3)及びリに掲げる事由を除く。）に掲げるいずれにも該当する場合」と、同号ト(5)中「該当するときを除く」とあるのは「該当するとき、又は、当該被相続人が、代表者であった時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の

9
(略)

(合併又は株式交換等があつた場合における常時使用する従業員の数及び売上金額)
 第四条 第二条第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等(規則第六条第一項第七号ト(5)に規定する吸収合併存続会社等をいう。が規則第十条第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第一項 第二号	
当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(規則第十条第四項に規定する吸収合併消滅会社をいう。以下同じ。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(規則第十条第四項に規定する吸収合併消滅会社をいう。以下同じ。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における

9
(略)

(合併又は株式交換等があつた場合における常時使用する従業員の数及び売上金額)
 第四条 第二条第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が合併により消滅した場合において、吸収合併存続会社等(規則第六条第一項第七号ト(5)に規定する吸収合併存続会社等をいう。が規則第十条第一項ただし書の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある者であるときを除く」と、「(3)(i)又は(ii)のいずれかに該当するとき。」とあるのは「(3)(ii)に該当するとき。」とする。

前条第一項 第二号	
当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数(その数に未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)が、当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(規則第十条第四項に規定する吸収合併消滅会社をいう。以下同じ。)の吸収合併がその効力を生ずる日の直前における	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該認定に係る贈与の時ににおける当該事業所の常時使用する従業員の数に、吸収合併の場合にあっては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社(規則第十条第四項に規定する吸収合併消滅会社をいう。以下同じ。)の新設合併設立会社の成立の日の直前における

前条第一項 第三号										
	震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直	数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与の時に、おける当該事業所の常時使用する従業員の数								
	震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の月	ける常時使用する従業員の数に当該吸収合併がその効力を生ずる日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間内に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社（規則第十条第四項に規定する新設合併消滅会社をいう。以下同じ。）の新設合併設立会社の成立の日から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数を乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を、それぞれ加えた数								

前条第一項 第三号										
	震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直									
	震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の	用する従業員の数を、それぞれ加えた数								

前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の月数で除して計算した金額	当該売上事業年度における売上金額
数で除して計算した金額に、吸収合併の場合にあつては当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社の吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度の月数で除して計算した金額を、それぞれ加えた金額	当該売上事業年度における売上金額（吸収合併の場合にあつては当該売上事業年度が吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（規則第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者を含む。）の当該売上事業年度における売上金額、新設合併の場合にあつては当該売上事業年度が新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度又は当該事業年度の

前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額	売上事業年度（規則第十二条第一項第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうちに、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額（吸収合併の場合にあつては当該売上事業年度が吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（規則第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業
吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額を、新設合併の場合にあつては新設合併消滅会社の新設合併設立会社の成立の日の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額を、それぞれ加えた金額	売上事業年度（規則第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度のうちに、平成二十三年三月十一日の属する事業年度以前の事業年度を除いたものをいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額（吸収合併の場合にあつては当該売上事業年度が吸収合併がその効力を生ずる日の属する事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度であるときは当該特定贈与認定中小企業者及び吸収合併消滅会社（規則第十条第一項ただし書の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業

	贈与の時に おける常時 使用する従 業員の数
の直前の事業年度であるときは当該 特定贈与認定中小企業者及び新設合 併消滅会社の当該売上事業年度にお ける売上金額)	贈与の時間における常時使用する従業 員の数に、吸収合併の場合にあつて は当該特定贈与認定中小企業者及び 吸収合併消滅会社の吸収合併がその 効力を生ずる日の直前における常時 使用する従業員の数に当該吸収合併 がその効力を生ずる日から贈与雇用 判定期間の末日又は臨時贈与雇用判 定期間の末日の翌日以後最初に到来 する雇用基準日までの期間内に存す る各雇用基準日の数を乗じてこれを 当該特定贈与認定中小企業者に係る 各雇用基準日の数で除して計算した 数（その数に一未満の端数があると きは、その端数を切り上げた数）を 、新設合併の場合にあつては新設合 併消滅会社の新設合併設立会社の成 立の日の直前における常時使用する 従業員の数に当該新設合併設立会社 の成立の日から贈与雇用判定期間の 末日又は臨時贈与雇用判定期間の末 日の翌日以後最初に到来する雇用基 準日までの期間内に存する各雇用基

をいう。以 下この号及 び次項にお いて同じ。 ）における 売上金額	贈与の時に おける常時 使用する従 業員の数
者を含む。）の当該売上事業年度に おける売上金額、新設合併の場合に あつては当該売上事業年度が新設合 併消滅会社の新設合併設立会社の成 立の日の属する事業年度又は当該事 業年度の直前の事業年度であるとき は当該特定贈与認定中小企業者及び 新設合併消滅会社の当該売上事業年 度における売上金額)	贈与の時間における常時使用する従業 員の数に、吸収合併の場合にあつて は当該特定贈与認定中小企業者及び 吸収合併消滅会社の吸収合併がその 効力を生ずる日の直前における常時 使用する従業員の数を、新設合併の 場合にあつては新設合併消滅会社の 新設合併設立会社の成立の日の直前 における常時使用する従業員の数を 、それぞれ加えた数

		2 第二条第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等（規則第六条第一項第七号ト(5)に規定する株式交換完全子会社等という。）となった場合において、株式交換完全親会社等（同号ト(5)に規定する株式交換完全親会社等という。）が規則第十一条第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
前条第一項 第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除した数（その数に一未満の数（その数に一未満の数）を加えた数	株式交換完全子会社等（規則第十一条第一項の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与のときにおける株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員

		2 第二条第一項の確認を受けた特定贈与認定中小企業者が株式交換又は株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等（規則第六条第一項第七号ト(5)に規定する株式交換完全子会社等という。）となった場合において、株式交換完全親会社等（同号ト(5)に規定する株式交換完全親会社等という。）が規則第十一条第一項の規定により特別贈与認定中小企業者たる地位を承継したものとみなされたときにおける次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
前条第一項 第二号	当該事業所の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与のときにおける株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員	株式交換完全子会社等（規則第十一条第一項の規定による地位の承継前の特定贈与認定中小企業者に限る。以下同じ。）の当該事業所及び当該特定贈与認定中小企業者の常時使用する従業員の数の合計を当該贈与雇用判定期間内又は当該臨時贈与雇用判定期間内に存する当該贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）が、当該認定に係る贈与のときにおける株式交換完全子会社等の当該事業所の常時使用する従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員

前条第一項 第三号										
震災直前事	これを当該	数に乗じて	業年度の月	当該売上事	売上金額に	（）における	び次項にお	下この号及	をいう。以	の事業年度
										端数があるときは、その端数を切り上げた数が、当該認定に係る贈与の時に、おける当該事業所の常時使用する従業員の数
										員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日までの期間内又は臨時贈与雇用判定期間の末日までの期間内に存する贈与報告基準日の数に乗じてこれを贈与雇用判定期間内又は臨時贈与雇用判定期間に存する贈与報告基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数
										株式会社交換完全子会社等の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該震災直前事業年度の月数で除して計算した金額に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額に当該売上事業年度の月数を乗じてこれを当該株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の月数で除して計算した金額を加えた金額

前条第一項 第三号										
										当該特定贈与認定中小企業者の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。以下この号及び次項において同じ。）における売上金額
										株式会社交換完全子会社等の震災直前事業年度（平成二十三年三月十一日の属する事業年度の直前の事業年度をいう。次項において同じ。）における売上金額に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の属する事業年度の直前の事業年度における売上金額を加えた金額

業年度の月 数で除して 計算した金 額	当該特定贈 与認定中小 企業者の当 該売上事業 年度におけ る売上金額	当該特定贈 与認定中小 企業者の法 第十二条第 式交換完全 子会社等の 常時使用する 株
	当該特定贈 与認定中小 企業者の法 第十二条第 式交換完全 子会社等の 常時使用する 株	法第十二条第一項の認定（規則第六 条第一項第七号の事由に係るものに 限る。）に係る贈与の時ににおける株

当該特定贈 与認定中小 企業者の法 第十二条第 式交換完全 子会社等の 常時使用する 株	当該特定贈 与認定中小 企業者の法 第十二条第 式交換完全 子会社等の 常時使用する 株	当該特定贈 与認定中小 企業者の法 第十二条第 式交換完全 子会社等の 常時使用する 株
上金額 における売 上金額	当該特定贈 与認定中小 企業者の法 第十二条第 式交換完全 子会社等の 常時使用する 株	法第十二条第一項の認定（規則第六 条第一項第七号の事由に係るものに 限る。）に係る贈与の時ににおける株

一の項の認定（規則第六條第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に對する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数	従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数に当該株式交換効力発生日等から贈与雇用判定期間の末日又は臨時贈与雇用判定期間の末日の翌日以後最初に到来する雇用基準日までの期間内に存する各雇用基準日の数を乗じてこれを当該特定贈与認定中小企業者に係る各雇用基準日の数で除して計算した数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）を加えた数に對する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の当該雇用基準日における常時使用する従業員の数
---	---

一の項の認定（規則第六條第一項第七号の事由に係るものに限る。）に係る贈与の時における常時使用する従業員の数に對する当該特定贈与認定中小企業者の当該雇用基準日（当該売上（当該年度の事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）に於ける常時使用する従業員の数	従業員の数に当該特定贈与認定中小企業者の株式交換効力発生日等の直前における常時使用する従業員の数を加えた数に對する当該特定贈与認定中小企業者及び株式交換完全子会社等の雇用基準日（当該売上事業年度の翌事業年度中にある贈与報告基準日（以下この号及び次項において「特定基準日」という。）の翌日から一年を経過する日をいう。次項において同じ。）に於ける常時使用する従業員の数
--	--

3 前二項の規定は、第二条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十条第四項」とあるのは「第十条第五項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第十條第一項」とあるのは「第十條第二項」と、前項中「第十条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と読み替えるものとする。

第五条 (略)

3 前二項の規定は、第二条第一項の確認を受けた特定相続認定中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十条第四項」とあるのは「第十条第五項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、「第十条第一項」とあるのは「第十条第二項」と、前項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「特別贈与認定中小企業者」とあるのは「特別相続認定中小企業者」と、同項の表中「前条第一項第二号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第二号」と、「贈与の時」とあるのは「相続の開始の時」と、「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第二項」と、「前条第一項第三号」とあるのは「前条第五項の規定により読み替えられた同条第一項第三号」と、「贈与報告基準日」とあるのは「相続報告基準日」と、「第十二条第一項第六号に規定する贈与報告基準事業年度」とあるのは「第十二条第三項第六号に規定する相続報告基準事業年度」と、「第六条第一項第七号」とあるのは「第六条第一項第八号」と読み替えるものとする。

第五条 (略)